

築指導課で所管しており、法律としては宅地造成等規制法、都市計画法が関係しているのだと。結論は建設指導課に確認したところ、搬入道路については町の同意がなくても許可は可能で安平町が所有している 10m 掛ける 10m のエリアの部分を、仮に安平町が砂利敷設等の造成に反対した場合、つまり道路を作るような事について安平町が反対の場合でも、大型重機であるキャタピラ等で相当回数通行するために自体力を増して大型車両が通行可能になるというふうになるのであれば、これは法律的にクリアできるという結論です。

それから処理水の放流について、照会内容はずっと書いていまして、最後の方結論だけ言いますと、安平町の河川課と胆振の建築指導課で確認したところ、処理水の放流については問題のないという事だったという事です。

それから、ここは処理水と雨水の排水を2つに分けていまして、まず処理水。これは産廃施設から出る、いわゆる色んな不純物が混じったものですが、それを処理して放流できるような状態にしたものを処理水といいますが、その処理水の方には問題がないという事でした。ただし、雨水の排水については、これは安平町の河川課と胆振振興局で建設指導課が問題ありとしていると。しかし、これについては防災調整池から河川までの放流管がないので、簡単に言えばそれを付ければOKだと。そういうニュアンスの話でした。最終的にはその後どうなったのかと。D I N S になったので、こういう審査が行われているのかどうかを知りたくて議事録が欲しいと思って関係の機関に確認したら、D I N S になってからはその協議を開いていないと。つまり簡単に言うともう決着がついたのだと。法律的にですね。そういう扱いになっていると側聞しております。D I N S に関わる議事録がないので何とも私は言えませんが、そういう事です。

あと付け加えると1つね。これはもう1つ言わせて下さい、道路の関係で。終わります直ぐ。いいですか。森本組と関連の、言いたくもない名前も出したくない話だけどね。土を掘って違法して売ってという時に道路を使ったでしょ、町の道路を。それについて当時の高山議員が質問しているのです。これ許可はどうなっているのかと。そしたらその時の塩谷さんも答弁していますし、分けて答弁していますね。その時の答弁では、それは必要ないと言っているのです。これはその時のあれですよ、答弁書、それから議事録を持っています。つまり、一般町民も普通に通行できる所だから届出は必要ないと言っているのだけど、今回の問題に限っては届出が要ると言ったけど、振興局の方の検査会の方ではそれは